

平成 25 年度厚生労働省総合福祉推進事業
「地域型障害者スポーツのあり方検討」事業

報 告 書

平成 26 年 3 月

社会福祉法人神戸市社会福祉協議会

目 次

1 はじめに	
① 神戸市地域型障害者スポーツのあり方検討会 座長 金山 千広	1
② 社会福祉法人神戸市社会福祉協議会事務局長 神戸市保健福祉局障害福祉部長	3
2 調査研究に至る背景	4
3 研究趣旨 (参考—検討会資料)	14
4 研究内容	
① 調査部会における取組 (参考—アンケート結果)	37
② 先駆的事例ヒヤリング	95
③ 先進地域におけるモデル事業	101
5 展 望	108
6 参 考 政令指定都市の地域での障害者スポーツの状況	109

1 はじめに



神戸市地域型障害者スポーツのあり方検討会

座長 金山 千広（神戸女学院大学教授）

2011 年に障害者スポーツの推進を唱えた「スポーツ基本法」が施行され、2012 年には、全ての人がスポーツに参画することができる環境の整備を明記した「スポーツ基本計画」が成立した。今、わが国の障害者スポーツ界は、競技スポーツの担い手が厚生労働省から文部科学省に移行されたり、スポーツ庁設立に向けての動きが加速したりと、転換期をむかえている。（公財）日本障害者スポーツ協会が発表した「日本の障がい者の将来像（ビジョン）」に掲げられている障害者スポーツの振興体制の整備や障害者スポーツの普及・振興を実現するためにも、地域での当事者ニーズに合ったスポーツプログラムや指導は非常に重要になってきている。

ところで、スポーツの世界では、特に欧米を中心として「障害者」に類した単語を使用することは無く、「障害者スポーツ」は adapted physical activity とよばれている。日本国内においても、近年では、「アダプティド・スポーツ（adapted sports）」が専門用語として認められ、また一般的に知られるようになってきた。

アダプティド・スポーツとは、障害者や高齢者をスポーツの中心に据えながらも、個人の身体能力、年齢、障害の有無などにとらわれず、ルールや用具を工夫して、その人に適合させたスポーツを展開することである。すなわち、障害のある人が楽しめるスポーツ環境は、障害の無い人も楽しめることを示している。

アダプティド・スポーツが注目され、障害者の生涯スポーツが唱えられるようになった背景には、1980 年代に文化を等しく享受することを唱えた「ノーマライゼーション」（Normalization）、1994 年にユネスコ・サマランカ宣言で唱えられた、障害の有無を超えて、全ての子どもを包摂した教育を重視する「インクルージョン」（Inclusion）といった福祉的、教育的理念が実践的取り組みとして展開されたようになったことがある。

地域スポーツにおいてノーマライゼーションを実践するためには、インクルージョンに、バリアフリーやユニバーサルデザインという発想を加えた展開が求められる。バリアフリーは、障害者を取り巻く社会環境に存在する障壁を取り除く概念として浸透している。

地域スポーツを例として、このバリアに対する修繕的な取り組みを考えると、はじめにスポーツ実施に際して困難を伴う人の利用促進を図ることを目指す特別なアプローチを行い、続いて障害のある人とない人が相互交流を図るためのマネジメントを工夫するということになる。

近年では、利用者を区別しない「公平」「参加」の視点を重視したユニバーサルデザインや、障害の有無にかかわらず全ての人を包摂するインクルージョンという発想が注目されるようになった。地域スポーツにおけるユニバーサルデザインは、全ての人が楽しめる「共生空間」を生み出すためのマネジメントである。

障害者が、身近な地域でスポーツに参加し、全ての人の生涯スポーツ社会を実現するためには、バリアフリーを発展的にとらえた、インクルージョンやユニバーサルデザインの発想が必要であり、実践のための方略策定では、地域での人的、物的、システム的な資源が有効に活用されなければならない。既存の社会資源を考えると、スポーツ推進委員や障害者スポーツ指導者をはじめとした、スポーツに関わっている人、各小学校区にある総合型地域スポーツクラブ、地域福祉的な社会コミュニティー等が焦点化される。

この度の調査・研究は、福祉と教育の双方の観点から、神戸市内における障害者スポーツの現状を把握することを目的とした。これまで神戸市内においてまとまった報告がなされなかった分野においては、貴重な資料であると思う。ご協力いただいた関係各位には、深甚の感謝をささげる。結果を通しては、神戸市内において、障害のある人を含めた地域スポーツ活動が、よりいっそう活性化するためのきっかけ作りになれるよう、期待をしている。

註)「障害」の表記には「障碍」「障がい」「しょうがい」など様々なものがある。本報告では、各種法律において2014年3月末現在「障害」が使われていることから法律上の「障害」という表記を用いる。

平成26年3月



障障害者スポーツの裾野拡大のために

社会福祉法人神戸市社会福祉協議会事務局長 木原 勇
神戸市保健福祉局障害福祉部長 衣川 彰

神戸市では保健福祉局障害福祉部において、障害者の健やかで豊かな暮らしのために、そして障害者の社会参加と交流の促進のために、障害者スポーツの振興を進めており、具体的な事業は社会福祉法人神戸市社会福祉協議会の障害者スポーツ振興センターにおいて実施しています。

また、神戸市では、「神戸市障がい者保健福祉計画2015」を策定し、障害者の安心で安全な暮らしを支え、住む、働くなど、障害者の自立と社会参加を促進していますが、その中で、障害者スポーツについて、大会の開催や選手の派遣、障がいの有無に関わらず誰もが参加できるスポーツの調査等スポーツの裾野の拡大など、障害者スポーツの振興により、障害者の生きがいづくりや活躍の場の充実を図っていくとしています。

その具体的な事業として、神戸市社会福祉協議会では、各種競技大会や障害者スポーツ教室などを実施していますが、拠点施設や特定の総合的な体育施設での開催になり、障害者スポーツは、まだまだ、住んでいる地域で身近に出会い、気軽に参加できるものになっていないのではないかと感じています。

また、学校等の卒業後や中途障害者の退院後の健康回復、機能維持、そして生きがい創造にスポーツが活用できる状況があるのか、在宅障害者がスポーツに親しむことができる状況があるのか、ということも課題としてあるのではないかと考えます。

今、2020年パラリンピックの東京開催に向け、競技者の育成、競技力の向上も課題となっていますが、そのためにも、まずは、裾野拡大が必要なのではないかと考えました。

本調査では、障害者スポーツが各地域で実施される環境づくりには何が必要か、何が課題となっているのかを探りました。

本調査が障害者スポーツの振興に取り組む方々の一助となり、障害のある方々が、地域社会の一員として、住んでいるまちでスポーツに出会い、健康や生きがいを見出すことができるよう、課題の認識と解決の取り組みにつながることを期待しております。

平成26年3月

2 調査研究に至る背景

障害のある人の暮らしを支える



- 1 市民の暮らしに必要な要素は障害の有無にかかわらないが、障害のある人が地域で安心して安全に暮らすためには、障害の状況や特性に応じた支援が必要であることは言うまでもない。
- 2 そのために、障害者が健康で生きがいをもって、社会の一員として地域の温かな交流のなかで暮らすために、スポーツは重要な役割を果たすことができると考えている。
- 3 神戸市では「神戸市障がい者保健福祉計画2015」において、社会参加に関する施策の中で、下記のように述べている。

(1) 障害者スポーツ

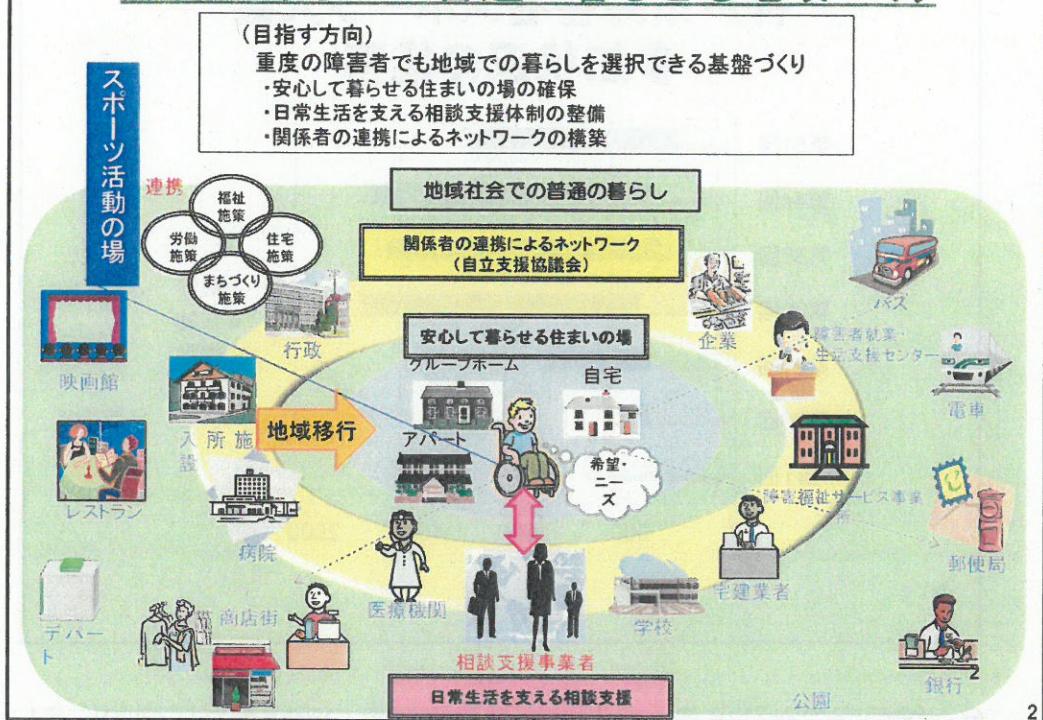
障がい者スポーツ大会の開催や選手の派遣、障がいの有無に関わらず誰もが参加できるスポーツの調査等スポーツの裾野の拡大など障がい者スポーツの振興により、障がい者の生きがいづくりや活躍の場の充実を図っていきます。

(2) スポーツ施設の利用等

市民福祉スポーツセンター体育館など気軽にスポーツ施設を活用できるよう施設運営を行うとともに、利用料減免やスポーツ教室の充実などに努めています。

また、キャンプや野外活動のようなレクリエーション・スポーツやジョギング、ウォーキングのようなちょっとした体を動かす活動の場づくりを進めています。

障害のある人が普通に暮らせる地域づくり



4 障害のある人が地域で安心して暮らすために、さまざまな支援が実施されている。障害者スポーツは地域生活支援事業として、各地方自治体が特性に応じた形で多様な事業展開を行っている。

しかし、障害者スポーツの機会の提供は、位置的には、未だ行政の事業として在り、地域の社会資源の中にあるとは言い難い。

この厚生労働省障害者総合福祉法説明資料に障害者スポーツの場を示してみると、やはり、行政の横に位置することになるのではないかと考えられる。

5 神戸市における障害者の状況

	身体障害	知的障害	精神障害
18歳未満	1,275	3,541	52
18歳以上	78,067	8,060	11,706
計	79,342	11,601	11,758

(平成25年3月末現在)

身体障害—18歳未満が 1.6%

知的障害—18歳未満が 30.5%

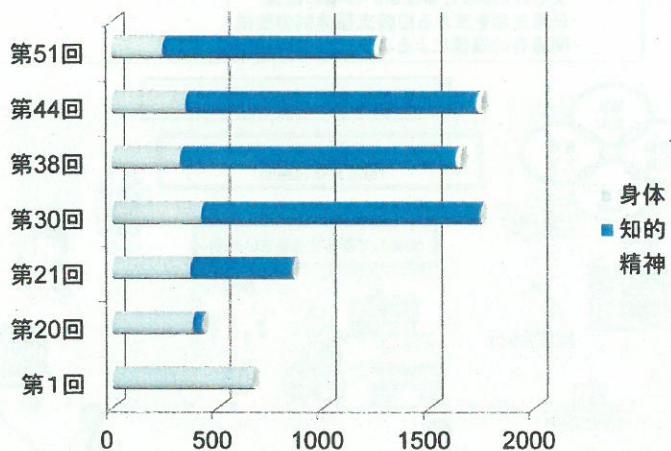
精神障害—18歳未満が 0.4%

手帳新規交付 身体障害…5,435件(平成24年度)

知的障害… 660件(平成24年度)

精神障害… 1,178件(平成24年度)

神戸市障害者スポーツ大会 参加状況の推移



3

6 神戸市のみならず、全国的に身体障害者の手帳数が圧倒的に多いが、これは、65歳以上が多くを占めているため、神戸市においても7割を超える。

この状況を念頭に置き、神戸市障害者スポーツ大会参加者数の推移を見ていきたい。

7 神戸市では障害者の健やかで心豊かな暮らしのために各種障害者スポーツ事業を実施している。

障害者スポーツの競技人口の定義を安易に規定すべきではないが、リハビリ、レクレーションを包括する「体を動かす＝運動」の観点からみると、障害者スポーツを必要としている数は、障害者人口とほぼ等しいといえるのではないかと考える。

その中で、神戸市の障害者スポーツの中心となる大会であり、全国障害者スポーツ大会の選考会としても開催される「神戸市障害者スポーツ大会」の参加者数の推移からは、障害者スポーツ参加者の状況を図ることができる。

神戸市における障害者スポーツ大会は昭和37年の身体障害者スポーツ大会にはじまっている。しかし、ピーク時に身体障害者のみで千人を超す参加が見られたが、昭和56年に知的障害者が参加し、知的障害者の参加は拡大し続け、現在では、8割近くを占めるようになった。

障害者の権利に関する条約(第30条－5)とスポーツ

- ・ 締約国は、障害者が他の者と平等にレクリエーション、余暇及びスポーツの活動に参加することを可能とすることを目的として、次のことのための適当な措置をとる。
 - 1 障害者があらゆる水準の一般的なスポーツ活動に可能な限り参加することを奨励し、及び促進すること。
 - 2 障害者が障害に応じたスポーツ活動及びレクリエーション活動を組織し、及び発展させ、並びにこれらに参加する機会を有することを確保すること。このため、適当な指導、研修及び資源が他の者と平等に提供されるよう奨励すること。
 - 3 障害者がスポーツ、レクリエーション及び観光の場所へのアクセスを認められることを確保すること。
 - 4 障害のある児童が遊び、レクリエーション、余暇及びスポーツ活動(学校制度におけるこれらの活動を含む。)への参加について均等な機会を享受することを確保すること。
 - 5 障害者がレクリエーション、観光、余暇及びスポーツ活動の企画に関与する者によるサービスを利用することを確保すること。

31

8 ここに、問題が見えてくる。

- 身体障害者が障害者スポーツに出会い、親しむ機会が十分なものであるか、そのルートがわかりやすく示されているか。
- 知的障害者の健やかな暮らしのために、また生きがいや可能性の発見のために、増大するニーズに対応できているのか。

9 また、関連して、大会等参加者数からは、特別支援学校等を卒業後の障害児の動向に課題が見えてくる。

例えば、神戸市障害者陸上競技大会においては、特別支援学校等からの生徒の参加が5割を超える。全体参加者数は大きな変動や伸びがないことから、卒業生が継続して大会参加にいたる活動を行っていないことが推測される。

今回の調査においては、障害児者自身や保護者へのアプローチができないかったため、ニーズを数値的にとることができなかったが、特別支援学校等卒業後に、継続してスポーツを続けていくことが難しいことは参加状況から見えてくる。

特に、知的障害児者については、学校単位、事業所単位、自主活動のスポーツクラブ、個人申込の順に申し込みが多い。

事業所単位での参加については、土日の生活リズム維持や活動場所に困る利用者のために、また、利用者の心の成長や健康維持、機能訓練のためにスポーツを取り入れているが、支援職員が引率する場合は事業所の大きな負担となっている。

スポーツ基本法

- ・スポーツ振興法(昭和36年)
- ・スポーツ基本法(平成23年6月24日公布平成23年8月24日施行)
- ・概要
 - 1 前文 スポーツの意義、効果等について定めるとともに、スポーツ立国を目指し、国家戦略としてスポーツ施策を推進することを明記する。
 - 2 総則 スポーツに関する基本理念、国・地方公共団体・スポーツ団体の責務・努力等を定める。
 - 3 スポーツ基本計画等 国の「スポーツ基本計画」、地方公共団体の「地方スポーツ推進計画」について定める。
 - 4 基本的施策・基礎的条件の整備・地域スポーツの推進・競技スポーツの推進
 - 5 スポーツの推進に係る体制の整備 スポーツ推進会議、スポーツ推進委員会等について定める。
 - 6 国の補助等 国・地方公共団体の補助について定める。

10 障害者の権利に関する条約では、「障害者がスポーツの活動に参加する為に適当な措置をとる」と規定され、我が国におけるスポーツ基本法では「障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう必要な配慮をする」と規定されており、障害児者がスポーツに参加しやすい環境づくりが求められている。

障害者スポーツ振興センター



障害者スポーツは参加しやすいか？

現状の障害者スポーツの場や機会の提供
体育館、プール等一定規模施設での機会提供

- 広報紙、HP等を見て申込み
- 知り合いからの情報
- 学校施設からの情報 など

わかりにく！

- 自力で会場に行ける人
- 家族が連れて行ってくれる人
- 学校・施設で参加できる人
- ガイドヘルパーを利用していく人
- など

行きにく！

遠いわ！

11 都市の中心部や一部の大規模施設での大会や教室の開催は、利用者の選択の問題とはいえ、一人で自らの意思で公共交通機関を利用して参加できるケースに限定され、特に、知的障害者については、保護者の負担も大きく、スポーツを日常的に取り入れる機会、環境の提供が整備されているとは言えない。

移動支援などの利用も考えられるが、利用時間数が限られる中、位置的な問題は参加者の伸び悩みの要因のひとつであると思われる。

そこで、神戸市内9区のうち、中心部とのアクセスから見て、移動に時間がかかり、距離が利用の障壁になっていると推定される市北西部において、巡回型のスポーツ教室を設けることにより、参加機会の提供を行おうと試みることとなった。

住んでいるまちでスポーツに出会い、 親しむことができないか

家の近くがいい
慣れた場所が不安がなくていい
子どもが土日に行けるところもほしい
近所には友達がないけど触れ合う機会がない
スポーツの知識もないし何をやればいいの
障害のある人にスポーツって必要なのかな

障害者スポーツとの出会い
スポーツ仲間との出会い
自分の楽しいこととの出会い

地域で
開催され
ばよい

地域巡回型
のスポーツ
教室

どこでやる？

12 身体障害者などはリハビリテーション終了後、病院から、障害者スポーツに出会う間もなく、自宅療養となって、地域に埋もれてしまう。

障害者スポーツの競技人口増や裾野拡大の問題だけでなく、機能維持、生きがい施策としての障害者スポーツの機会を提供するタイミングが失われつつある。

障害者の地域支援事業を試行実施
「とんで！はずんで！楽しいスポーツ」

家のそばで
できる

学校や地域の体育館
等で

楽しくできる

器具用具を持参して

安全にできる

障害者スポーツ指導
員が出向く



平成19年度から特別支援学校等で試行開始

13 市の中心部で一定規模のスポーツイベントや教室を開催しているだけでは利用したくてもできない人への課題解決の第1歩として、障害者スポーツ振興センターでは、地域で実施する巡回型障害者スポーツ教室「とんで！はずんで！楽しいスポーツ」を試験的にスタートさせた。

市内の特別支援学校を会場に借りて、当該学校児童を中心に知的障害やなかよし学級の児童等を対象に実施。センターにおいて募集を行い、バランスボールやミニトランポリン、サーバーホイールなどを使用し、サーキットトレーニングを中心に、参加者の年齢や状況に応じて、バドミントンや風船バレーなどを取り入れ、楽しみながら全身運動ができるプログラムを提供するもので、次第に会場提供学校もに広がり、ニーズの高さが見えた。☞資料 「地域支援事業」参照

年度	会 場	実施回数	参加者
19	特別支援学校・盲学校4施設	8回	81名
20	特別支援学校・盲学校5施設	10回	198名
21	特別支援学校・盲・養護学校等8施設	12回	195名
22	特別支援学校・盲・養護学校等9施設	12回	199名
23	特別支援学校・盲・養護学校等9施設 一般校(出合・なぎさ・井吹東・塩屋)	15回 4回	216名 55名

これは、障害者スポーツを所管する行政あるいはその業務受託者が行うアウトリーチ事業であり、ニーズの高さに対応するためには実施増が必要だが、人的にも財政的にも、面的な網羅には適さない方式であり、試行実施したアウトリーチ事業を補完する方策、あるいは、地域支援の担い手となる社会資源を活用する必要が見えてきた。

すべての障がい者＝障害者スポーツ競技人口

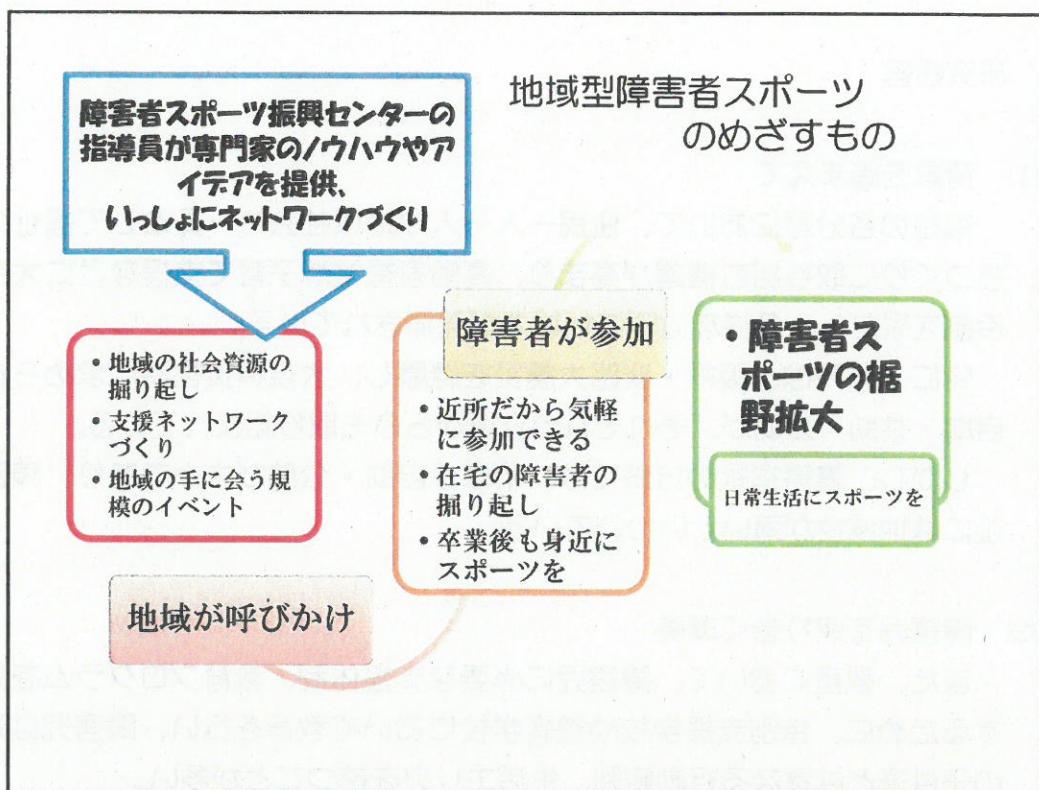
- ・ 地域主体で、地域の施設で、それぞれのニーズと能力に合わせた方法、種目、規模で実施する。
- ・ 障害者スポーツ指導員が企画に加わり、競技のプログラム、安全な運営をアドバイスし、サポートする。
- ・ センターの障害者スポーツリーダー（障害者スポーツ指導員初級講習会受講者からなるボランティア）を近隣の地域へ派遣する。
- ・ 近隣の地域の社会資源（大学、企業、社会福祉施設、商店街、個人ボランティアなど）を掘り起し、障害者スポーツネットワークを地域ごとに描く。

ネットワークで発掘
と育成

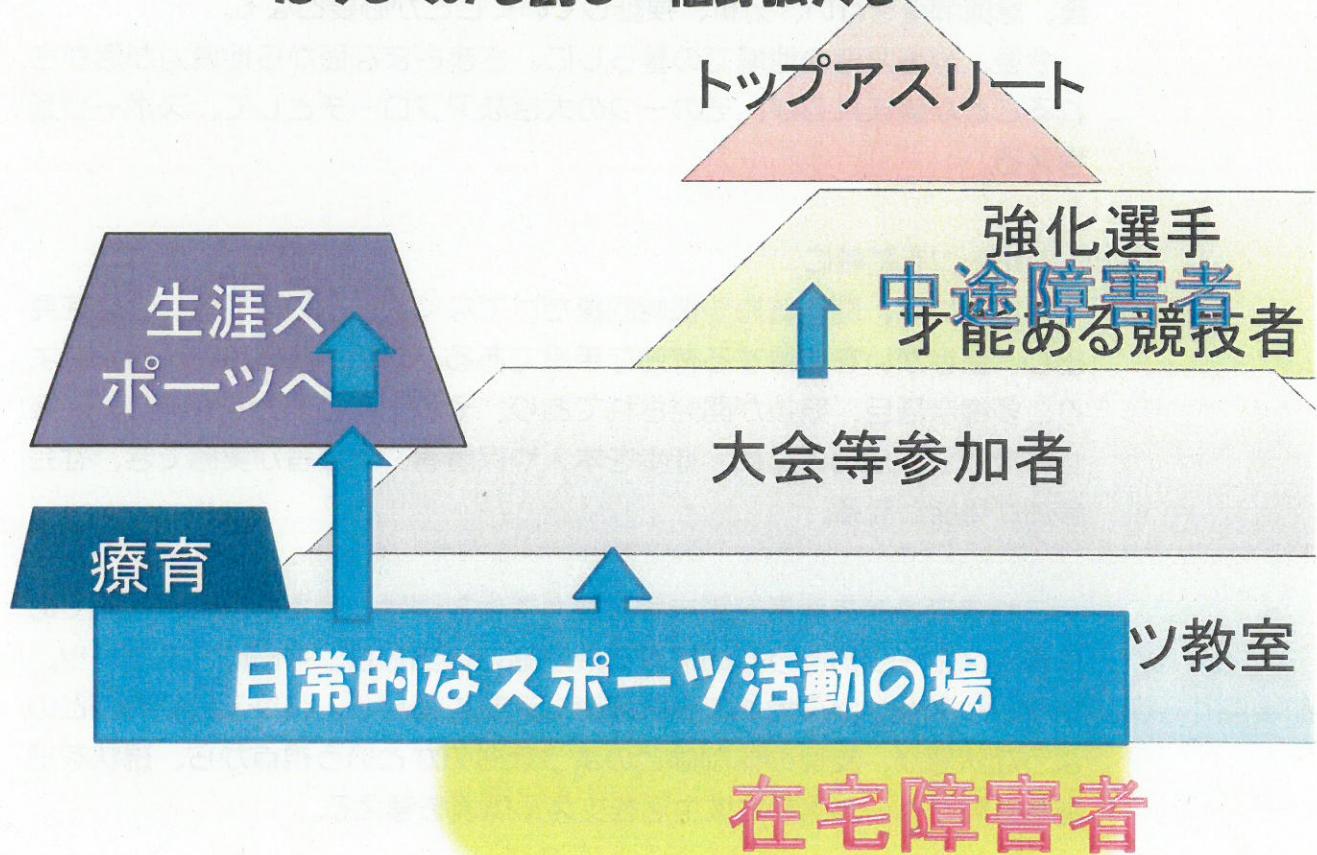
地域は競技者を生み出す

14 今回は、スポーツ、レクレーションから地域での障害者の活動に着目し、受け入れ態勢がどのような状態か、支援の体制はどのようなものかという視点から、現状を把握し、障害者の健康な地域生活を支える環境を考えたい。

スポーツは、健康維持や機能回復だけでなく、自らの可能性や才能を見出し、生きがいを獲得する有効な手段である。また、障害種別や状況により、多様な種目、競技が開発されており、それぞれの能力を発揮して、楽しみながら、自己の成長、進歩を本人や保護者、支援者が実感でき、社会参加が可能となる。



障害者スポーツ選手を生み出す重層構造をみだすしきみを創る一裾野拡大を一



3 研究趣旨

(1) 背景を踏まえて

福祉の各分野において、住民一人一人が地域社会の一員として福祉のまちづくりに取り組む機運が高まり、高齢者福祉や子育て支援などに大きな役割を果たし、多様な分野に地域力が発揮されている。

特に、神戸は、阪神・淡路大震災を経験し、大規模災害時に求められた自助・共助・公助が、それぞれの立場から今も取り組まれている。

しかし、障害福祉の分野では、やはり自助・公助が中心であり、障害福祉には地域性が薄いといわれている。

(2) 障害児を取り巻く環境

また、教育において、障害児に必要な支援体制、教育プログラムを提供するために、特別支援学校や養護学校において教育を行い、障害児は近所の子供達とは異なる行動範囲、生活エリアを持つことが多い。

地域との連携により、それを補うしくみが必要ではないかと思われるが、要因について言及するには、各組織や障害児者、保護者等に対して実態調査、意識調査を行い、分析、検証していくことが必要となる。

今後、障害児者の地域での暮らしに、さまざまな面から地域力が活かされることが望まれるが、その一つの大きなアプローチとして、スポーツを考える。

(3) スポーツを基軸に

スポーツは、健康維持や機能回復だけでなく、自らの可能性や才能を見出し、生きがいを獲得する有効な手段である。また、障害種別や状況により、多様な種目、競技が開発されており、それぞれの能力を発揮して、楽しみながら、自己の成長、進歩を本人や保護者、支援者が実感でき、社会参加が可能となる。

これまで述べた背景を踏まえて見えてきた課題と目指すべき、地域での障害者スポーツのあり方の検討に取り組むに当たり、今回は、スポーツ、レクリエーションから地域での障害者の活動に着目し、受け入れ態勢がどのような状態か、支援の体制はどのようなものかという視点から、現状を把握し、障害者の健康な地域生活を支える環境を考える。

(4) 主な調査対象

地域におけるスポーツ活動の振興に関しては、地域との連携により、制度的に整備され、小学校区という生活圏に着目した地域ごとに設置され、かつ面的に神戸市全域を網羅しているしくみが既に存在する。

それらは、すでにまちの機能として定着しており、市民生活の中にスポーツを楽しむ、健康な生活を送る、生きがいを見出す、才能を発見、育てるといった役割を果たしている。

これらに携わる方々や組織、団体は大きな社会資源である。

本来は、こうした社会資源が作用し、それらの既存のしくみのなかに、包括的に障害児者の活動の場があり、参加があるのが望ましい。

では、その本来の姿とはどのようなものか、すなわち、スポーツを通じて、限定的ではあるがソーシャルインクルージョンが実現する場として機能しているのか、既存の社会資源の実情を調査し、機能するために何が必要かを探ることとした。

地域で取り組まれている障害者スポーツ

・ 総合型地域スポーツクラブ

小学校区に一つあり、拠点として学校施設がある。

地域住民による運営されており、スポーツクラブ運営のために会費を集め、継続運営しているところが多い。

※文部化科学省が実施したアンケートによると、神戸市内では障害児者への取り組みの意志を示したのは169校区中2区

・スポーツ推進委員の活動

・自立支援協議会によるスポーツイベント

・ふれあいのまちづくり協議会など地域団体独自のイベント

第1回 神戸市地域型障害者スポーツのあり方検討会

とき：平成25年11月27日（水）16:00~17:00

ところ：神戸市役所 19階 保健福祉局中会議室



1 委員紹介

2 開会ご挨拶 社会福祉法人神戸市社会福祉協議会事務局長 木原 勇

3 座長選出

4 座長ご挨拶

5 議題

(1) 事業説明

(2) 説明「地域型障害者スポーツのあり方・共通理解のために」

—神戸女学院教授 金山 千広

(3) 説明「神戸市の地域スポーツ制度」

① 神戸市総合型地域スポーツクラブ

② 神戸市スポーツ推進委員制度

③ 障害者スポーツ地域支援事業「とんで！はずんで！楽しいスポーツ」

(4) 今後の展開について—アンケートの実施について

(5) その他

神戸市地域型障害者スポーツのあり方検討会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市地域型障害者スポーツのあり方検討会(以下「検討会」という。)の設置並びに運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第2条 検討会は、神戸市の障害児・者の健やかで安心な暮らしに寄与するため、神戸市における地域型障害者スポーツのあり方について研究し、地域主体の障害者スポーツ振興を図るものとする。

(委員)

第3条 委員は学識経験者、障害者福祉団体関係者、関係行政機関などの職員で構成するものとし、社会福祉法人神戸市社会福祉協議会(以下「本会」という。)理事長が委嘱する。

2 委員の任期は、平成25年11月27日から平成26年3月31日までとする。

3 委員名簿は、別表のとおりとする。

(座長)

第4条 検討会に座長を置く。

2 座長は、委員の互選によって決定する。

3 座長は会務を総理し、検討会を代表する。

(会議の招集)

第5条 会議は、座長が招集し、その議長となる。

2 検討会は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことはできない。

3 議事の採決は出席委員の過半数により可決し、可否同数のときは議長の決定するところとする。

4 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、他の委員にその権限を委任することができる。

5 議長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。ただし、議事の採決に関わることはできない。

(専門部会)

第6条 検討会の中に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の規程については、別途定める。

(事務局)

第7条 検討会の事務局は、本会障害者スポーツ振興センターが神戸市保健福祉局障害福祉部障害福祉課と協力して、これを務める。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会の運営に必要な事項は座長が定めるものとする。

附 則

1. この要綱は、平成25年11月27日から施行する。

別表

委員名	所屬
金山 千広	神戸女学院大学教授
伊藤 克広	兵庫県立大学准教授
池内 正	神戸市身体障害者団体連合会理事長
後藤 久美子	神戸市手をつなぐ育成会会长
吉田 裕明	兵庫県立総合リハビリテーションセンター所長
東野 展也	神戸市教育委員会事務局社会教育部長
竹下 正明	神戸市教育委員会事務局指導部長
碓永 信幸	神戸市スポーツ教育協会常務理事
衣川 彰	神戸市保健福祉局障害福祉部長
木原 勇	神戸市社会福祉協議会事務局長

神戸市地域型障害者スポーツのあり方検討会 調査部会

氏名	所属	備考
今西 敏男	神戸市保健福祉局障害福祉部障害福祉課長	
小川 智也	同 管理係長	
中村 俊彦	神戸市教育委員会事務局社会教育部スポーツ体育課長	
安井 功	同 市民スポーツ係長	
荒川 慎一郎	同 指導主事	総合型地域スポーツクラブ担当
赤木 裕之	同 指導主事	神戸市スポーツ推進委員担当
敦賀 孝一	神戸市スポーツ教育協会スポーツイベント係長	
片岡 和子	神戸市社会福祉協議会障害者スポーツ振興センター長	
大久保 正樹	同 指導員	上級障害者スポーツ指導員

地域型障害者スポーツのあり方について—背景と展望

社会福祉法人神戸市社会福祉協議会障害者スポーツ振興センター
神戸市保健福祉局障害福祉部障害福祉課

1 概 要

現状では、市内の地域活動として実施されているスポーツ関連の催し等には障害者スポーツ、あるいは障害者の参加が想定されていない傾向にある。

スポーツ基本法やスポーツ基本計画にも記されているように、普段から障害者が身近な場所でスポーツを通じて、地域の一員として参加し、交流しスポーツに出会える機会を設けることを地域課題として認識を広げていくことが求められている。

これに対し、地域における障害者スポーツの振興を促し、障害者スポーツの競技人口の裾野拡大を図るためにアクションを起こしていかねばならない。

そのために、検討委員会を設置し、現状を調査、分析し、地域で継続的に障害者のスポーツが運営実施されるために必要な、条件、環境について検討し、モデル事業の実施とその評価を踏まえて、実現に向けて提言をまとめることとした。

本会の検討結果は国に提出する。

参考（次頁） 厚生労働省平成25年度障害者総合福祉推進事業の抜粋

2 趣 旨

神戸市における障害者の健やかで生きがいのある暮らしのために、障害者スポーツの催しが、地域住民による地域活動として継続実施され、住んでいるまちで、障害者がスポーツに出会い、地域と交流ができ、そのなかで、健康を維持だけでなく、自らの可能性を見出す機会を得ることができるよう研究を行う。

また、障害者スポーツ競技者の裾野拡大を図り、地域で競技者を掘り起し、育んでいくことで、障害者の社会参加、地域交流と同時に、競技人口を厚くし、競技力向上をも図ることができると考えている。

そのために、現状を調査分析したうえで、日常生活の場である地域のなかで、地域住民を担い手として、障害者スポーツの機会を継続的に提供するしくみを研究する。